

平成14年第19回教育委員会記録

平成14年11月26日(火)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成14年11月26日(火) 午前9時2分～午前9時25分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 中央図書館長 木下 亮子

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

議案

議案第66号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

選挙

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

委員長 ただいまより第 19 回の教育委員会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程のうち、議案の第 66 号につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条による区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律の第 13 条によりまして会議を秘密会議としたいと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では議案の第 66 号の審議は秘密会議とさせていただきます。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。議案第 66 号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について庶務課長から提案説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 66 号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この議案の後ろから 2 枚目をめくっていただきたいと思っております。「給与改定の概要」ということで資料 2 というのが付いてございます。これに沿って説明いたします。

今年、平成 14 年 10 月 3 日に特別区人事委員会が職員の給与に関する報告と勧告を行いました。勧告の内容ですが、職員の給与が民間給与を上回ったということで、初めてマイナスの勧告が出されました。職員の給料、率で 1.67%、平均金額でいきますと 7,396 円引き下げるとということと、扶養手当等の改定を行うということでの勧告でございます。

勧告の中身ですが、1 つは給料表そのものを改正するという点です。

2 つ目は手当の改正で、扶養手当と期末手当の改正ということです。例えば扶養手当につきましては、現行 1 万 7,700 円を 1 万 6,200 円にするといった内容。それから期末手当については、現行の 3 月の支給月数を 0.55 ヶ月から 0.05 ヶ月削って 0.5 ヶ月にするという内容。それから、特例一時金の廃止ということも出しております。これにつきましては、昨年特例一時金ということで、勧告のプラス部分が非常に少なく、平均で 1 人当たり月額 425 円ということでした。そこで給料表の改正をしないで、特例一時金 5,100 円というのを出したわけです。しかし、今回は給料表の改正をするということで、特例一時金も廃止するという中身になってございます。

実施の時期ですが、平成 15 年 1 月 1 日からということで実施をしていく。平成 14 年 4 月から 12 月分までについては、3 月支給予定の期末手当で調整をするといった内容になってございます。

委員長 わかりました。では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

大蔵委員 意見はたくさんありますが、これも非常に身分保障の厳しい裁判官を含めて、いま国・地方から減額をしておりますので、私がこれでするいろいろな意見を言っても時間が長くなるだけですからそれはやめます。

質問として、こういう給料別表というのは必ず公務員給料を全部書いてありますけれども、今回のようにするとき、当分の間一時的に、今のお話だと 1.67%ということですから、1.67%減額をするというようなことで別表を作らなくてやるということはできないのですか。

学校運営課長 現在の条例の体系でございますけれども、幼稚園給与も含めまして地方公務員全体が給料表ということで、それぞれの職級に応じまして額を定めております。今回の給与改定の傾向といたしましては、中堅層、若年層に配慮をしまして、高齢職員についてはやや厳しい引下げ状況になっています。いわゆる「早期立上げ型」と言っておりますけれども、旧来からの年功序列型の給料表から脱却をしていくということで、改定率を一律に 1.67%という形で改定をするような形ではなくて、それぞれ職級号級ごとに改定率を変えているというような、割ときめ細かな給料表の改定で今回も条例改正をするというものでございます。

大蔵委員 この幼稚園給与というのは、23区は全部統一されているのですか。

学校運営課長 23区統一された給料表でございます。

大蔵委員 基本的には、いろんな所で、景気のいい所、景気の悪い所があります。民間の中でもすごく景気のいい所悪い所あり、景気のよい所がまた悪くなることもあり、ちっちゃい会社がすごくよくなって給料がよくなることもあります。ですから、公務員と民間の給与水準は違って、そして、その度に是正をしなければならないことではないと基本的には思っています。だからといって反対して、1票反対で、多数決で決めてくださいということではありません。これは結構です。

教育長 そういう意味で大蔵委員のご発言で言えば、今の人事委員会の勧告制度そのものの根本の問題ですね。公務員の争議権との絡みもあるのでしょうけれども、場合によってはこの時期、そろそろその制度そのものにメスを入れてもいい時期なのかなという、今そんな気持ちをちょっと持ちました。

庶務課長 そのことに関連してですが、これまでは23区共通事項ということで、足並みを揃えてということだったのですが、若干この間そういった考え方にも、違う考え方も出てきていまして、それぞれ区ごとに給料表が違っていいではないかという議論が出されてきております。すぐというわけにはいかないと思いますが、流れが変わってきていますから、そういうことになっていくのではないかと考えています。

宮坂委員 他の場合もあると思うのですが、これは一応数字的には23区共通ですね。ですから、基本的には区ごとでやりますから、こういうものの検討というのはこの担当者がどこかに集まってやるのですか。あるいは都で決めるわけではないですね。

学校運営課長 特別区の人事委員会、共同で設置しております人事委員会がございまして、そちら

のほうで検討している状況です。

庶務課長 幼稚園の部分については、人事委員会のことも当然踏まえながら、幼稚園のための組合教育委員会という組織がありますので、そちらのほうで一括して検討しているという状態です。

教育長 区がまだ完全に自治体になり切っていないわけですから、組合での共同処理という、言ってみればそのほうが効率いいだろうと。効率が優先して、何でも自由参加でというような傾向がややありますね。本当の自治ということになれば、各区が人事委員会を作るのかどうかはともかくとして、その体制にならないと本当の自治にはならないのでしょうかね。

委員長 他にございますでしょうか。

教育長 今回は子たくさんの人にはうれしい改定のような気がします。

学校運営課長 配偶者の扶養者手当が減額されますけれども、第3子以降の扶養手当が増額されます。プラスマイナスはありますが、いわゆる3子以降の子どもさんをお持ちの方については、減の額がいくらか相殺されるということだと思います。

教育長 こういう勧告が出るということは少子化への配慮ということでしょうか。

学校運営課長 そうですね。そういったことです。

宮坂委員 子どもが増えることに対しては大いに補助してもらいたいという気持です。

委員長 ほかにございませんか。それでは、議案第66号、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては原案どおり採択することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では異議ございませんので、議案第66号につきましては原案どおり採択いたします。ありがとうございました。

では議案審議は終了いたしましたので、会議はこれから公開といたします。

続きまして日程第2、「杉並区教育委員会委員長の選任について」の議題を審議させていただきます。

ご案内いたしましたように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条によりまして委員長の任期は1年となっております。私が昨年12月1日から委員長の職についており、今月末で任期満了となりますので、本日新たに委員長を選任いたしたく思うわけでございます。

選任の方法につきましては「杉並区教育委員会会議規則」第6条により行わせていただきます。単記無記名投票と指名推薦の2種類の選任方法がございますが、いかがでございましょうか。

教育長 方法につきましては指名推薦方式ですか、それでお願いをするということと、併せて私は現行の委員長ならびに職務代理でよろしいのかなというふうに思っております。

委員長 他の委員の方はいかがですか。

(「異議なし」の声)

委員長 ではご異議がございませんようですのでいままでどおり、私ということでございます。

ふつつか者ですが、司会役として慎重にやらさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 よろしく願いいたします。

委員長 では丸田に決定させていただきます。

続きまして、日程の第3、「杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について」を議題とさせていただきます。委員長同様職務代理者につきましても任期が今月末になっておりまして、本日選任したいということでございます。

大蔵委員 前回、宮坂委員から、私に代わってくれないかとお話がありましたので、私は代わってもいいと申し上げたのですが、宮坂委員からその後、会議の席で、いろいろあるときなので代わらないほうがいいのではないかという話がありまして、現行のとおりになりました。私は別になりたいと言ったわけではなくて、宮坂さんから依頼がありましたので、それでは代わりましょうかと発言したのですが、それからすれば今回も従来どおりで私は結構だと思います。

教育長 従来どおりというお話がございまして、推薦方式と併せて宮坂委員にお願いしたいということでお諮りしてよろしゅうございますか。

教育長 よろしく願いします。

委員長 では異議がございませんので、宮坂委員に委員長職務代理者をお願いいたします。職務代理者は宮坂委員に決定いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

宮坂委員 もう1年、お役に立てるかどうかわかりませんが、一生懸命努力します。

委員長 本日予定されました日程は、これですべて終了いたしました。他に何かございますか。

庶務課長 委員長。1点、報告ということで事前に出していなかったのですが、高井戸第二小学校のプール事故に関しまして、口頭ですがご報告をしたいと思います。

高井戸第二小学校のプール事故に関しては民事事件のほうがもう既に決着をしております、刑事事件として書類送検ということで出されていたわけですが、10月31日に東京簡易裁判所から略式命令が出されました。その中身は被告人教員4人ですが、それぞれ50万円の罰金ということで業務上過失致死という判決が下ったということです。その理由の中でこういったことが書かれておりまして、「溺水その他の事故が発生しないようにする注意義務を怠り、児童に対する十分な監視を欠いた」ということで、裁判所は控訴事実を認めたという形になってございます。10月31日の略式命令の告知を受けたときから14日以内に正式裁判の請求をできるということになっておりますが、これらについては行われておりませんので確定をしたということ

す。それが第1点です。

それから、この略式命令に併せて教職員の処分の具申をどうするかということがあるわけです。私どもとしては教員の他に校長、教頭も含めた形でどういう処分が妥当かということを検討して、早急に都教委のほうに申請をしていきたいというふうに考えています。

それから、もう1点ですが、文教委員会に「プール改修および水泳指導に関する陳情」というのが出されておりました、これが既に審議されて主旨採択ということになっておりました。それについての対応ということで、プールの改修をどうするかについては次長のほうから説明いたします。

事務局次長 一応、文教委員会では、実施計画の中で検討して計画に盛り込むという答弁をしたのですが、財政と協議した結果、単年度でやるということで実施計画には盛り込みませんでした。来年度予算でということも考えていたのですが、3月までの今年度予算の中で実施できないか検討した結果、何とか今年度3月までにやれそうだという予算上の見通しが立ちました。

内容ですが、完全にフラットにしてしまうということではなくて、特に深い部分を埋めるということで、いままでの水泳指導でも支障があった部分を解消できるという見通しがありましたので、そういった工事をやります。対象校としては12校でございます。予算的には1校大体300万円程度でできそうだということで、これから契約してまいります。1月あたりから3月までの間に工事をやるというようなことを決定いたしました。以上です。

委員長 では、何かございましたらお願いいたします。

教育長 これは関係する各学校には既に内々で、こういうことをやるよという話はしてございますか。

事務局次長 具体的にはしていません。やるという方向は校長会で話をしてあります。

教育長 この前、2日ぐらい前ですか、議会で答弁していますので、それが事実上の認知ということになりますかね。あれは誰でしたっけ、プールの件を質問したのは。

事務局次長 ちば文教委員会委員長です。

委員長 この件につきましてよろしいですか。

教育長 はい、承りました。

委員長 では、これもちまして本日の会議は閉じさせていただきます。ありがとうございました。